

兵庫県公報

平成29年 8月22日 火曜日 第 2928 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	2
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（砂防課）	2
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	3
○ 大規模小売店舗に対する県の意見の概要（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
○ 入札公告（管理課）	6
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	8
○ 教習指導員審査の実施	10
正 誤	
○ 平成29年 4月28日付け兵庫県公報第 2 号外中	11

告 示

兵庫県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 7月 1日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
姫路市四郷町明田及び継地内

兵庫県告示第774号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 8月 7日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域

尼崎市水堂町二丁目地内

~~~~~

**兵庫県告示第775号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 8 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
  - 2 作業期間  
平成29年 6 月26日から同年 7 月21日まで
  - 3 作業地域  
尼崎市久々知三丁目地内
- ~~~~~

**兵庫県告示第776号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成29年 8 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3.5.264号農人町線ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
高砂市高砂町藍屋町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成29年 8 月22日から同年 9 月 5 日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課

公 告

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 8 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案  
上久米(4)Ⅱ（129010043）の項中別図43を次の図面のとおりに改める。  
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成29年 8 月30日（水）から同年 9 月13日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

## (3) 提出期限

平成29年9月13日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年11月10日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 8 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                       | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 上三草・畑(1)Ⅰ<br>(129010010)  | 加東市上三草・畑（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 上久米(1)Ⅰ<br>(129010011)    | 加東市上久米（別図2のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 上三草・馬瀬(1)Ⅱ<br>(129010029) | 加東市上三草・馬瀬（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 馬瀬(1)Ⅱ<br>(129010030)     | 加東市馬瀬（別図4のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 馬瀬(2)Ⅱ<br>(129010031)     | 加東市馬瀬（別図5のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 山口(1)Ⅱ<br>(129010032)     | 加東市山口（別図6のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 山口(2)Ⅱ<br>(129010033)     | 加東市山口（別図7のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 畑(3)Ⅱ<br>(129010036)      | 加東市畑（別図8のとおり）      | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 上三草(1)Ⅱ<br>(129010037)    | 加東市上三草（別図9のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
|                           |                    |                     |                               |

|                           |                     |         |          |
|---------------------------|---------------------|---------|----------|
| 久米・藤田Ⅱ<br>(129010039)     | 加東市久米・藤田（別図10のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 上久米(3)Ⅱ<br>(129010042)    | 加東市上久米（別図11のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 上久米(4)Ⅱ<br>(129010043)    | 加東市上久米（別図12のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 久米Ⅱ<br>(129010044)        | 加東市久米（別図13のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 上三草・馬瀬(2)Ⅲ<br>(129010066) | 加東市上三草・馬瀬（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 上三草・馬瀬(4)Ⅲ<br>(129010069) | 加東市上三草・馬瀬（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 馬瀬(4)Ⅲ<br>(129010070)     | 加東市馬瀬（別図16のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 馬瀬(5)Ⅲ<br>(129010071)     | 加東市馬瀬（別図17のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 馬瀬(7)Ⅲ<br>(129010073)     | 加東市馬瀬（別図18のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 馬瀬(8)Ⅲ<br>(129010074)     | 加東市馬瀬（別図19のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 上三草(2)Ⅲ<br>(129010075)    | 加東市上三草（別図20のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 上三草・山口Ⅲ<br>(129010076)    | 加東市上三草・山口（別図21のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 上三草(3)Ⅲ<br>(129010077)    | 加東市上三草（別図22のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 上三草(5)Ⅲ<br>(129010078)    | 加東市上三草（別図23のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 上三草・畑(2)Ⅲ<br>(129010079)  | 加東市上三草・畑（別図24のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 畑(4)Ⅲ<br>(129010080)      | 加東市畑（別図25のとおり）      | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 畑西谷 2Ⅰ<br>(229010003)     | 加東市畑（別図26のとおり）      | 土石流     | 別図26のとおり |
| 畑谷Ⅰ<br>(229010004)        | 加東市畑（別図27のとおり）      | 土石流     | 別図27のとおり |
| 久米谷Ⅰ<br>(229010017)       | 加東市久米（別図28のとおり）     | 土石流     | 別図28のとおり |
| 御所南谷Ⅱ<br>(229010019)      | 加東市上三草・馬瀬（別図29のとおり） | 土石流     | 別図29のとおり |



|                     |                     |     |          |
|---------------------|---------------------|-----|----------|
| 上三草Ⅱ<br>(229010021) | 加東市藤田（別図30のと<br>おり） | 土石流 | 別図30のとおり |
|---------------------|---------------------|-----|----------|

（別図 1 から別図30までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年 8 月30日（水）から同年 9 月13日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

(3) 提出期限

平成29年 9 月13日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年11月10日（金）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗に対する県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出をした者に対し、同法第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり意見を述べた。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）明石西インター南計画

所在地 明石市魚住町清水2464番 1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	永 田 久 男
外 1 者		

3 意見を述べた年月日

平成29年 8 月 8 日

4 意見の概要

(1) 既存類似店のデータを用いて発生交通量を算定する場合は、来店車両に係る実態調査等を基にした適切な指標を用いること。

(2) 開店後も周辺交差点において交通の円滑性が確保されることについて、適切な根拠を示すこと。

5 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 8 月22日から 1 月間

~~~~~

**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。